

指定訪問看護事業所 真生会訪問看護ステーションこころ 運営規程

(目的)

第 1 条 医療法人真生会が設置する真生会訪問看護ステーションこころ(以下「ステーション」という。)の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、地域の在宅療養者及び家族に必要な看護等を提供し、心身の機能の維持回復と生活の質の向上及び療養生活の支援を図ることを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 ステーションは、前条の目的を達成するため、保健・医療・福祉サービスを提供する者と密接な連携を保ち、多様なニーズに対応した訪問看護に努めるものとする。

2 指定定期巡回型・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の連絡を受けて指定訪問看護を提供する。

3 医療法人真生会 看護小規模多機能型居宅介護 こころの家と一体的に運営する。

(事業所の名称及び所在地)

第 3 条 ステーションの名称及び所在地は以下のとおりとする。

(1) 名 称 真生会訪問看護ステーションこころ

(2) 所在地 富山県射水市橋下条1564番地

(職員の資格)

第 4 条 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格を有したものを置く。

(職員数および職務内容)

第 5 条 事業所は、管理者及び職員を次のとおり設置し、職務内容を次のとおり定める。

(1) 管理者:保健師又は看護師 1 名

管理者は、所属職員を指導監督し、関係機関との連携を図り、設備や物品の衛生管理を行い、緊急時の対応をする等、適切な事業の運営が行われるよう総括する。(また訪問看護の利用の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。)

但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(2) 職員:看護師又は保健師 常勤換算2.5名以上(内常勤 1 名以上)

訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護の提供に当たる。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 適当数

看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

- (4) その他、業務の状況に応じて、職員数を増減する。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 訪問看護ステーションの営業日及び営業時間は、医療法人真生会の就業規則に準じて、定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始を除く。
- (2) 営業時間：月曜日から金曜日は午前8時30分から午後5時15分
土日は午前8時30分から午前12時30分
- (3) 営業時間外は、緊急時その他やむを得ない場合に対応する。
- (4) 電話などにより、24時間常時連絡可能な体制とする。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は、射水市とする。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第 8 条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。ただし、医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第 9 条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけの医師に申し込み、主治医がステーションに交付した指示書により看護師等が利用者を訪問して、看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、主治医を決めて申し込むことを助言する。又は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、医療機関に調整を求め対応する。
- (3) 訪問看護の利用申込があったときは、その者の提示する医療受給者証、被保険者証及び介護保険証によって、受給資格、要介護認定等の有無及び有効期間を確認しなければならない。
- (4) 訪問看護開始にあたって、看護の提供方法、提供日、内容、訪問回数等の説明を行い、利用者やその家族に同意を得る。
- (5) 利用者の療養上の目標を設定し計画的に訪問看護を行う。
- (6) 訪問看護の具体的方針を掲げ訪問看護を実施する。
 - 1) 訪問看護指示書及び計画書に基づき利用者の心身の機能、維持回復を図る。
 - 2) 親切丁寧に、療養上必要事項は理解しやすいように指導する。
 - 3) 利用者の心身の状態を観察し、適切な指導を行う。
 - 4) 利用者又は家族等に対しても病状や心身の状態を把握し指導を行う。

- (7) 指示書に基づき適切な看護を提供する。又、利用者の状態に応じた看護を行うため主治医との連携を密接に行う。
- (8) 介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては居宅介護支援事業者との連携を図る。
- (9) 利用者ごとに、訪問看護計画書及び報告書を作成する。又、主治医にも提出する。
- (10) 定期巡回・随時対応サービス事業所との連携を図る。

(訪問看護の内容)

第10条 訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状、障害の観察、健康管理
- (2) 療養、看護・介護方法のアドバイス
- (3) 食事ケア、水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- (4) リハビリテーション
- (5) 認知症や精神疾患の方の看護
- (6) 家族など介護者の支援
- (7) 褥瘡や創傷の処置
- (8) 緩和ケア、看取りのケア
- (9) カテーテルなど医療機器の管理
- (10) 保健・福祉サービスなどの活用支援
- (11) その他医師の指示による医療処置等

(利用料)

第11条 訪問看護を提供した場合は、利用者から利用料として、各保険法に基づき負担割合分を料金表に従って徴収する。

- 2 訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解と同意を得る。
- 3 訪問看護等を提供した場合の利用料のほか、以下の場合はその他の利用料として支払いをうけるものとする。
 - (1) 死後の処置料 10000円
 - (2) 第7条に定める通常の実施地域を超える場合、1km毎20円の交通費を徴収する。
 - (3) 当日のキャンセル料は1000円を徴収する。(急変時、やむを得ない場合は除く)
- 4 法定代理受領サービスに該当しない訪問看護を提供した場合は、以下の額を徴収する。
 - (1) 30分未満の訪問看護料 4000円
 - (2) 30分以上1時間未満の訪問看護料 7000円
 - (3) 1時間以上2時間未満の訪問看護料 9000円
 - (4) 2時間を超える訪問看護料は、30分毎に1000円を加算

- 5 営業日以外に訪問看護を提供した場合は、訪問看護料に1000円を加算する。

(苦情対応)

- 第12条 ステーションは、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。
- 2 ステーションは、前項の苦情の内容について記録し、サービスの質の向上に向けた取り組みを行うものとする。

(緊急時などにおける対応方法)

- 第13条 緊急時の対応方法を主治医、利用者と確認して訪問看護を開始することとする。
- 2 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医の連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
 - 3 看護師等は前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに主治医や管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第14条 ステーションは、サービスの提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 ステーションは、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
 - 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報保護)

- 第15条 ステーションは、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報について、正当な理由がある場合を除き、事前に同意なく第三者に提供しないものとする。
- 2 職員は在職中のみならず、退職後においても、業務上知り得た利用者又は家族の個人情報を漏らしてはならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - (2) 防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的
に実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものと

する。

(身体的拘束等の適正化の推進)

第17条 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

- 2 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載しなければならない。

(業務継続計画)

第18条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するために業務継続計画を策定する。その業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施し、必要に応じて見直しを行うものとする。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第19条 事業所は、従業者等の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その内容について十分に周知する。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のため指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、研修を定期的実施する。

(その他の運営について)

第20条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け、質の保証ができる業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修:採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修:年2回
- 2 事業運営に当たっては、市町村及び他の保健、医療、福祉サービス提供者との連携に努める。
- 3 管理者は、設備、備品、職員、会計及び利用者に対する訪問看護の提供に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 4 管理者は、訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準、訪問看護の事業の報告を、厚生労働大臣に提出するものとする。
- 5 ステーションに運営規程の概要及び職員の勤務体制を提示する。又、訪問看護開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に運営規程の概要及び職員の勤務体制を記した文章を交付する。
- 6 ステーション事業と真生会富山病院の会計を区別する。

- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当法人とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は平成18年 4月 1日より施行する。
この規程は平成19年 4月 1日より一部変更する。
この規程は平成23年 9月 1日より一部変更する。
この規程は平成28年 7月 1日より一部変更する。
この規程は令和 2年12月16日より一部変更する。
この規程は令和 3年 3月 1日より一部変更する。
この規程は令和 6年 1月15日より一部変更する。
この規程は令和 6年 3月15日より一部変更する。
この規程は令和 6年 4月15日より一部変更する。